

大情審答申第 380 号
平成 26 年 10 月 24 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 3 月 7 日付け大建第 22028 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 6 月 23 日付け大建第 27137 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 11 月 7 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「1 淀川左岸線 2 期事業の一体整備に関する件について、近畿地方整備局・淀川河川事務所と大阪市、阪神高速道路（株）と協議確認した議事録（メモを含む）等（平成 22 年 12 月 1 日以降から請求日まで）とそれに付随する資料・図面の一切 2 第 1 回淀川左岸線 2 期事業に関する技術検討委員会（平成 23 年 5 月 13 日開催）、第 2 回淀川左岸線 2 期事業に関する技術検討委員会（平成 23 年 7 月 8 日開催）議案内容の全文とその議事録、議案に付随する資料・図面の一切」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求のうち 1 に係る公文書を別表 2、本件請求のうち 2 に係る公文書を別表 3 のとおり特定した上で、業務受注者の個人の氏名、具体的な検討内容にかかる部分、鉄道施設の構造がわかる部分を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、平成 23 年 12 月 20 日付け大建第 21868 号により部分公開決定（以下「当初決定」という。）を行った。

記

『業務受注者の個人の氏名』について

条例第 7 条第 1 号に該当

(説明)

業務受注者の個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより特定の個人が識別されるおそれがあり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

『具体的な検討内容にかかる部分』について

条例第 7 条第 4 号に該当

(説明)

具体的な検討内容にかかる部分については、本市の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

『鉄道施設の構造がわかる部分』について

条例第 7 条第 2 号に該当

(説明)

鉄道施設部分には、鉄道施設の詳細な状況が記載されており、各管理者の設計思想を踏まえた独自性があるもので、各管理者が通常社内で保有・管理し、公にはしていないものであることや、これらの情報が公開されることで各管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第 7 条第 5 号に該当

(説明)

鉄道施設に関する情報は、公にしないことを条件に、本市ならびに旧阪神高速道路公団が各管理者から資料の提供を受けたものであり、当該部分を公開することにより、今後、本市が各管理者から事前に資料の任意提供を受けられないといった事態も十分に考えられ、本市の事業を実施するための検討や設計が行えないなど本市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第 7 条第 6 号に該当

(説明)

鉄道施設に関する部分には、鉄道施設の詳細な状況が記載されており、各管理者が通常社内で保有・管理し、公にはしていないものであるため、これらの情報が公開されることで鉄道施設に対する損傷・破壊行為等が実行されるおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 2 月 6 日、当初決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 本件決定

実施機関は、「第 3 回淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会（平成 23 年 11 月 29 日開催）の議事内容の全文とその議事録（打合せメモを含む）、議事に付属する資料・図面の一切」に係る公文書部分公開処分取消請求事件の判決（平成 26 年 3 月 27 日、大阪地方裁判所。）の主旨に従い、当初決定において公開しないこととした部分のうち、一部を公開することとし、条例第 10 条第 1 項に基づき、改めて本件決定を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 別表 2 並びに別表 3 のうち項番 1 及び項番 2 の文書（以下「本件文書」という。）で、当初決定において非公開とされた部分のうち「具体的な検討内容にかかる部分」（以下「当初非公開部分」という。）が条例第 7 条第 4 号に該当し、非公開とすることについて異議申立てを行う。
- 2 本件文書について、当初非公開部分を非公開とする理由はない。
- 3 淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）での議事内容は、専門的で客観的な科学的検討がなされたものであって、公開することによって、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはなく、また、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれもないから、条例第 7 条第 4 号には該当しない。
- 4 異議申立てに係る処分を取り消し、当初非公開部分を公開決定することを求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書について
本件文書について、公開しないこととした情報は、技術検討委員会に関する具体的な内容であって審議中の未成熟な情報である。
- 2 条例第 7 条第 4 号該当性について
 - (1) 淀川左岸線（2 期）事業は、道路構造物と河川堤防が一体となるこれまでに例のない構造物であるため、技術検討委員会を開催して安全性等の検討を行っている。
 - (2) 技術検討委員会では、各委員の最新の知見に基づきながら各種の災害要因を想定して、あらゆる被害に対する安全性等の検討を行い、それらについて各委員の率直

な意見交換を求める必要があるため、非公開を前提に各委員に参加していただいている。

- (3) 技術検討委員会は当初全5回の開催を予定しており、現在までに既に5回実施しているが、審議中であるため、結論はまだ示されていない。

なお、平成26年度上半期に第6回を開催予定であったものの、現在のところ、開催時期は未定である。

- (4) 委員会資料の作成には、事前に各委員からの意見の聴取及び事務局間での打ち合わせを行い、その内容を踏まえて精度を高める必要がある。
- (5) そのため、審議中の未成熟な情報を公開すると、その発言内容等を誤解されることにより、各委員の社会的評価を低下させるおそれがあるとともに、今後、各委員の協力を得られなくなる可能性がある。
- (6) さらに、技術検討委員会の議事内容は複雑かつ高度で多岐に渡るため、審議中の未成熟な情報を公開することで、安全性等に係る誤解や憶測を招き、市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- (7) また、淀川左岸線（2期）事業は、地元住民等から関心が非常に高く、過去から公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定による調停手続等（以下「調停手続等」という。）が実施されてきたことを踏まえると、審議中の未成熟な情報を捉えた外部からの圧力や干渉により、技術検討委員会の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、淀川左岸線（2期）事業に係る打合せメモ（以下「打合せメモ」という。）及び淀川左岸線（2期）事業に関する技術検討委員会（第1回、第2回）議事録（以下「技術検討委員会議事録」という。）であり、それぞれの記載内容については、次のとおりである。

(1) 打合せメモについて

技術検討委員会で配付する資料作成のため、事前に各委員や関係事業者等と打合せをした際の記録であり、打合せの日時及び場所並びに出席者名等の他、各委員や関係事業者等に聴取した意見及び事務局間での打合せ内容が記載されており、実施機関は、本件決定において、これらの内容のうち、具体的な検討内容にかかる部分について条例第7条第4号を理由に非公開としている。

(2) 技術検討委員会議事録について

技術検討委員会での各委員及び事務局の発言内容等が記載されており、実施機関は、本件決定において、これらの内容のうち、具体的な検討内容にかかる部分について条例第7条第4号を理由に非公開としている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第4号を理由に当初非公開部分を非公開とする当初決定を行ったのに対して、異議申立人は、当初非公開部分が条例第7条第4号に該当しないとして、当初非公開部分の公開を求めている。

なお、実施機関は、本件決定において、当初決定により公開しないこととした部分の一部を改めて公開しているが、当初非公開部分のうち、引き続き非公開とする部分（以下「本件非公開部分」という。）については、公開しないこととした理由に変更は認められない。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非公開部分の条例第7条第4号該当性である。

4 条例第7条第4号の基本的な考え方

(1) 条例第7条第4号は、行政等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、未成熟な情報が公開されたり、特定の情報が尚早な時期に公開されたりすると、誤解や憶測に基づき不当に市民等の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとの考えのもとに、「本市の機関及び国等…の内部又は相互間における適正な意思決定が損なわれないようにするため、審議、検討又は協議に関する情報」は、原則として公開しないことができると規定している。

この「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報をいい、これらの審議、検討又は協議を行うために必要な調査研究、企画、調整等を含むものと解される。

また、「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質に照らし、検討段階にある情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、行政等の適正な意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものであることをいうものと解される。

(2) そこで、技術検討委員会議事録の内容や、技術検討委員会の性質等を踏まえ、本

件非公開部分の条例第7条第4号該当性について、以下検討する。

5 技術検討委員会議事録における本件非公開部分の条例第7条第4号該当性について

(1) 技術検討委員会議事録の内容及び技術検討委員会の性質について

ア 当審査会において、技術検討委員会議事録の内容を詳細に確認したところ、各委員が、自身の知見に基づく見解を述べ、委員相互でそれらを了承しているに過ぎず、少なくとも、委員間で異なる意見や見解が対立し、その相違点について議論を交わしているものであるとは認められなかった。

イ また、技術検討委員会の資料は、各回終了後、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより公表されている。

そこで、ホームページに掲載されている各回の資料を、当審査会で見分したところ、「とりまとめ内容」として、前回までの審議、検討の結果が反映されたものと認められる記載が見受けられた。

これを踏まえると、前回までの技術検討委員会において、審議、検討された内容は、一定の結論が出た、いわば完結したものであり、それに基づき、次の技術検討委員会において、さらに審議、検討を加えていくという構成であると解される。

ウ 以上を踏まえると、前回までに審議、検討された内容は、次回開催時点にあつては、条例第7条第4号にいう「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を完全に帯びるものではないと認められる。

(2) 技術検討委員会議事録における本件非公開部分を公開することの公益性について

ア 実施機関も前記第4の2(2)で主張しているように、技術検討委員会の本旨のひとつは、災害発生時のあらゆる被害に対する安全性の検討である以上、技術検討委員会議事録における本件非公開部分については、市民の安全に関する重要な情報であつて、公開することの公益性が極めて高く、自ずと他の一般的な事例とは性質を異にするものと解することが相当である。

イ ここで、上記(1)を踏まえ、技術検討委員会議事録における本件非公開部分を公開した場合に技術検討委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれと、市民の安全に関する重要な情報である技術検討委員会議事録における本件非公開部分を公開することにより得られる公益とを比較衡量するとすれば、前者のおそれが看過し得ない程度のものであるとまではいえず、明らかに後者の公益を優先すべきであると認められる。

(3) 技術検討委員会議事録における本件非公開部分の条例第7条第4号該当性について

以上を総合的に勘案すると、技術検討委員会議事録における本件非公開部分については、これを公開したとしても、技術検討委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第4号には該当しない。

6 打合せメモにおける本件非公開部分の条例第7条第4号該当性について

(1) 打合せメモの分類について

打合せメモについては、以下のとおり分類される。

ア 第2回技術検討委員会開催前の打合せメモ

技術検討委員会を欠席予定の委員に対し、議題等について事前に意見を聴取した平成23年7月1日及び同月4日に係るもの

イ 第2回技術検討委員会開催後の打合せメモ

第3回技術検討委員会に向けた打合せであると認められる平成23年8月4日から同年10月28日までに係るもの

(2) 打合せメモの記載内容について

ア 第2回技術検討委員会開催前の打合せメモ

第2回技術検討委員会を欠席する委員に対して、議題等について事前に意見等を聴取するための打合せに関するメモであり、その意見等については、第2回技術検討委員会で、欠席した委員の意見として紹介されている。

したがって、当該意見については、本来であれば、当該委員が第2回技術検討委員会に出席し、述べたであろう意見であると解される。

イ 第2回技術検討委員会開催後の打合せメモ

打合せメモについては、前記第4の2(4)にもあるとおり、精度の高い委員会資料を作成するために、事前に各委員からの意見を聴取した際、もしくは事務局間で打合せを行った際の記録であると認められる。

当該記録については、前記第5の5(1)と同様に第3回以降の技術検討委員会資料に反映されており、第3回以降の技術検討委員会資料についても、ホームページで公表されている。

(3) 打合せメモにおける本件非公開部分の条例第7条第4号該当性について

以上を踏まえると、打合せメモにおける本件非公開部分の検討にあたっては前記第5の5と同様に判断すべきである。

したがって、これを公開したとしても、技術検討委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第4号には該当しない。

7 外部からの圧力や干渉のおそれについて

なお、実施機関は、前記第4の2(7)のとおり、淀川左岸線(2期)事業は、地元住民等の関心が高く、調停手続等が実施されてきた経過から、本件非公開部分を公開することにより、外部からの圧力や干渉のおそれがあると主張している。

しかしながら、調停手続等が実施されたことをもって、外部からの圧力や干渉のおそれがあるとする実施機関の主張はおよそ失当であると言わざるを得ない。

8 本件非公開部分の条例第7条第1号又は第5号該当性について

実施機関は、もっぱら条例第7条第4号のみを理由として本件非公開部分を非公開

としていることから、当審査会としては本件非公開部分の条例第7条第4号該当性について、以上のとおり判断したところである。

しかしながら、本件非公開部分の中には、条例第7条第1号又は第5号に該当するおそれがある記載が見受けられる。

実施機関は、これらの記載の条例第7条第1号又は第5号該当性について何ら主張していないものの、当審査会として、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 特定の個人について言及した部分の条例第7条第1号該当性について

本件非公開部分には、委員の発言として、特定の個人について言及した部分があるが、当該部分については、当該情報そのものにより特定の個人が識別されることから、本号本文に該当し、また、当該情報は、その性質上、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 条例第7条第5号の基本的な考え方について

条例第7条第5号は、大阪市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(4) 技術検討委員会が非公開で開催されていることを前提としてなされた委員等の率直な意見の発露であると認められる部分の条例第7条第5号該当性について

技術検討委員会議事録における本件非公開部分の中には、技術検討委員会が非公開で開催されていることを前提としてなされた委員等の率直な意見の発露であると

認められる部分があるが、当該情報については、これを公にすることにより、技術検討委員会の性質上、今後の意見交換に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当する。

9 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

付記

当審査会が平成23年8月26日付け大情審答申第300号でも述べたように、一般的には、議事録等に係る公開決定等において、そのすべてを公開すると条例第7条第4号に該当する場合には、発言者の氏名を非公開とした上で、それでもなお条例第7条第4号に該当する限りにおいて発言内容を非公開とすることが相当であると解される。

しかしながら、実施機関は、本件決定において、技術検討委員会議事録について、発言者の氏名を公開した上で、その発言内容を非公開としている。

当審査会としては、前記第5の5のとおり、技術検討委員会議事録の内容及び技術検討委員会の性質等を踏まえ、技術検討委員会議事録における本件非公開部分については条例第7条第4号には該当しないと判断していることから、本件における実施機関の対応が問題となることはなかったが、今後は、非公開部分の判断について適切に対応することを実施機関に求めるものである。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 井上英昭、委員 西村枝美

別表 1

本件非公開部分のうち、特定の個人について言及した部分及び技術検討委員会が非公開で開催されていることを前提としてなされた委員等の率直な意見の発露であると認められる部分（具体的には以下の部分）を除く部分	
1	平成 23 年 10 月 25 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ ・ 2 ページ 17 行目 30 文字目 ・ 3 ページ 4 行目 33 文字目、30 行目 14 文字目
2	第一回 淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会 平成 23 年 5 月 13 日（金） 議事録 ・ 34 ページ 13 行目 1 文字目から 4 文字目まで ・ 42 ページ 3 行目 7 文字目から 6 行目 10 文字目まで、22 行目 4 文字目から 8 文字目まで、15 文字目から 17 文字目まで、24 行目 25 文字目から 27 文字目まで
3	第二回 淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会 平成 23 年 7 月 8 日（金） 議事録 ・ 20 ページ 26 行目 10 文字目から 14 文字目まで

※ 1 行に記載された文字を空白も含めて左詰めにして数え、符号、句読点はそれぞれ 1 文字として数えるものとする。

別表 2

1	平成 23 年 7 月 1 日 淀川左岸線（2 期）事業本省左岸線打合せメモ
2	平成 23 年 7 月 4 日 淀川左岸線（2 期）事業本省左岸線打合せメモ
3	平成 23 年 8 月 4 日 淀川左岸線（2 期）河川協議（阪神高速道路（株）に関する内容メモ）
4	平成 23 年 8 月 17 日 淀川左岸線 2 期事業 岡先生、大津先生 打合せメモ（要点）
5	平成 23 年 8 月 17 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
6	平成 23 年 8 月 18 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
7	平成 23 年 8 月 22 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
8	平成 23 年 8 月 23 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ

9	平成 23 年 8 月 31 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
10	平成 23 年 9 月 1 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
11	平成 23 年 9 月 12 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
12	平成 23 年 9 月 20 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
13	平成 23 年 10 月 25 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ
14	平成 23 年 10 月 28 日 淀川左岸線 2 期事業 打ち合わせメモ

別表 3

1	第一回 淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会 平成 23 年 5 月 13 日 （金） 議事録
2	第二回 淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会 平成 23 年 7 月 8 日 （金） 議事録
3	第一回 淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会 平成 23 年 5 月 13 日 （金） 参考資料編
4	第二回 淀川左岸線（2 期）事業に関する技術検討委員会 平成 23 年 7 月 8 日 （金） 参考資料編

（参考）答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 78 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 3 月 7 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 11 月 27 日	審議（論点整理）及び実施機関理由説明
平成 24 年 12 月 21 日	異議申立人から意見書の提出及び異議申立人意見陳述
平成 25 年 5 月 22 日	審議（論点整理）
平成 25 年 7 月 9 日	審議（論点整理）
平成 25 年 10 月 1 日	審議（論点整理）
平成 25 年 12 月 17 日	審議（論点整理）
平成 26 年 2 月 4 日	審議（論点整理）
平成 26 年 2 月 18 日	審議（論点整理）
平成 26 年 4 月 15 日	審議（論点整理）
平成 26 年 5 月 16 日	審議（論点整理）
平成 26 年 5 月 30 日	審議（論点整理）
平成 26 年 6 月 13 日	審議（論点整理）
平成 26 年 7 月 31 日	審議（答申案）
平成 26 年 9 月 2 日	審議（答申案）

平成 26 年 9 月 9 日	審議（答申案）
平成 26 年 9 月 29 日	審議（答申案）
平成 26 年 10 月 24 日	答申